訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

２０２４年度診療報酬改定に伴い、オンライン資格確認等システムが導入されることを踏まえ、当ステーションでは訪問時等に利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指していきます。

【対象者】
訪問看護管理療養費を算定する者(医療)

【算定要件】
当ステーションは地方厚生局長に届出を行い、健康保険法第３条第１３項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月１回に限り 50 円を所定額に加算します。

【訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準】
1　厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定する訪問看護療養費のオンライン資格請求を行っている。
2　マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
3　②の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用して訪問看護を行うことに関して、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4　③の掲示事項にについてウェブサイトに掲載している。

2025 年１１月１日
株式会社 Heini Create
訪問看護ステーションバウンス